

「読書バリアフリー計画」について

推進協議会第1回専門部会

R8.7.29

資料4-4

I 計画策定の経緯

読書バリアフリー法（令和元年6月21日施行）

（目的）視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進

障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与

- 文部科学大臣及び厚生労働大臣に、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画「基本計画」の策定を義務付け（第7条）
- 地方公共団体は計画策定が努力義務（第8条）

国 基本計画策定（R2～6年度）

視覚障害者等の読書環境の整備の推進を図るため、関係者による協議を踏まえ、策定

<基本的な方針>

1. アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供
2. アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上
3. 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

国 基本計画策定（第二期） （R7～11年度）

新たに「基本的施策に関する指標」を設定し、進捗状況の確認を行いながら、取組を推進

都 「障害者・障害児施策推進計画」と「東京都子供読書活動推進計画（教育庁）」を併せて「読書バリアフリー計画」と位置付け

障害者・障害児施策推進計画 （R6～8年度）

視覚障害者等の読書環境の整備のため、点字図書館や東京都障害者IT地域支援センター等における取組、点訳・朗読奉仕員指導者等の養成に向けた取組等を推進

障害者・障害児施策推進計画 （R9～11年度）

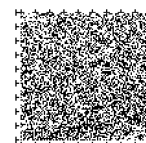
国の基本計画（第二期）を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の取組を検討

第四次子供読書活動推進計画 （R3～7年度）

「特別な配慮を必要とする子供の読書環境整備の推進」の項目において、アクセシブルな資料の活用等、学校図書館や公立図書館等における取組等を推進

第五次子供読書活動推進計画 （R8～12年度）R8.3月策定

バリアフリー図書等貸出しの拡充等、障害の有無等に関わらず、全ての子供が等しく読書できる環境整備の更なる推進



2 国の基本計画（第二期）について

令和7年3月、国において基本計画（「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」）第二期（令和7～11年度）を策定

基本計画の位置付け

※基本計画の位置付け、基本的な方針、施策の方向性について、第一期から変更なし

- ・視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の推進を図るため、読書バリアフリー法（7条）に基づき策定
- ・基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策その他必要な事項を定める

基本的な方針

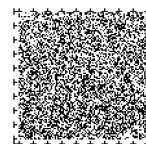
1. アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供
2. アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上
3. 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

施策の方向性

1. 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（9条関係）
2. インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（10条関係）
3. 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条関係）
4. アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条関係）
5. 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条関係）
6. 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、ICTの習得支援（14条・15条関係）
7. アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端技術等の研究開発の推進等（16条関係）
8. 製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条関係）

基本的施策に関する指標

「基本的施策に関する指標」を設け、進捗状況を確認することで、着実な施策の推進を目指す



3 東京都における読書バリアフリーの取組（障害者・障害児施策推進計画関係）

1 視覚障害者等が利用しやすい書籍や円滑な利用のための支援の充実

○点字図書、録音図書などの視覚障害者等が利用しやすい書籍等の製作・貸出又は交付

○ICTセンターにおける様々な読書媒体の紹介や端末機器等の情報入手に関する支援

2 インターネットを利用したサービス提供体制の強化

○視覚障害者等からの視覚障害者等用図書及びその出版に関する照会に対する情報提供

○製作した点字図書及び録音図書のサピエ図書館への登録

3 特定書籍・特定電子書籍の製作の支援

○関係機関との情報共有を図るため、ICTセンターにおいて連絡会を開催

○製作した点字図書及び録音図書のサピエ図書館への登録

4 端末機器等に関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援

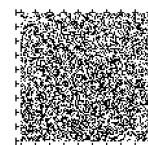
○ICTセンターにおける障害者に対するIT相談支援や様々な読書媒体の紹介、端末機器等の情報入手に関する支援

○ICTセンターにおける区市町村職員等を対象としたデジタル技術活用支援者養成研修の実施

5 人材の養成

○点訳・朗読奉仕員指導者等の養成講習の実施
（点訳奉仕員指導者養成、朗読奉仕員指導者養成、専門点訳奉仕員養成、修了者研修会）

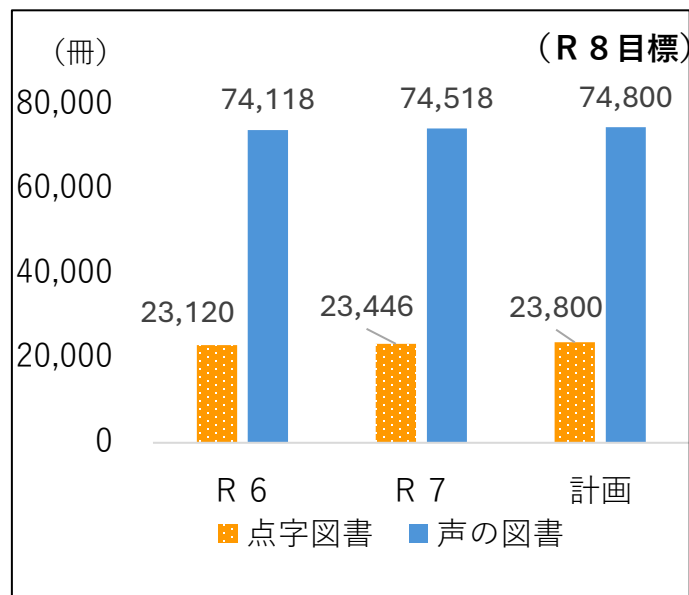
*ICTセンター＝東京都障害者ICT総合支援センター



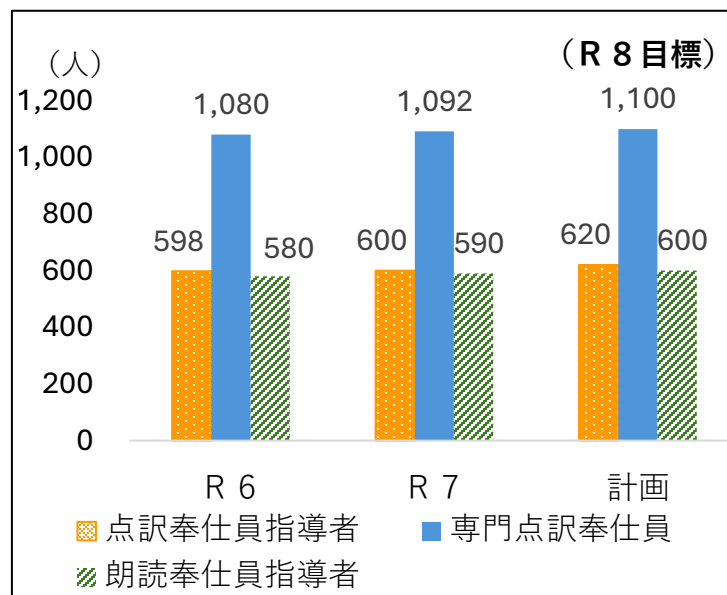
4 これまでの取組状況（指標（数値目標）に対する実績）

指標			令和4年度実績	令和8年度目標		備考
(1)	視覚障害者用図書の製作及び貸出	点字図書	22,468冊	23,800冊	(約1,300冊増)	貸出可能冊数
		声の図書	73,353冊	74,800冊	(約1,400冊増)	貸出可能冊数
(2)	点訳奉仕員指導者養成		590人	620人	(約30人増)	修了者数累計
	専門点訳奉仕員養成		1,057人	1,100人	(約50人増)	修了者数累計
	朗読奉仕員指導者養成		559人	600人	(約40人増)	修了者数累計
(3)	デジタル技術活用支援者養成研修		626人	940人	(約310人増)	受講者数累計

(1) 視覚障害者用図書の製作及び貸出



(2) 点訳・朗読奉仕員指導者養成



(3) デジタル技術活用支援者養成研修

